

第3 地下水

1 測定期間

令和8(2026)年5月から令和9(2027)年3月までとする。

2 測定機関

栃木県及び宇都宮市とする。

3 概況調査

県内の地下水質の概況を把握するため、県内を10kmのメッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1メッシュを4等分した区域を毎年順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。(図3-1のとおり)

(1) 測定地点

調査対象となるメッシュ内において未調査の井戸を優先して地点を選定する。各機関の測定地点数は、表7及び別表3の1のとおりとする。

表7 各測定機関の測定地点数(地下水・概況調査)

測定項目 \ 測定機関	栃木県	宇都宮市	計
健康項目A	37	5	42
健康項目B	13 (37の内数)	5 (5の内数)	18 (42の内数)

(注) 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更する。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定頻度は、年1回とするが、健康項目Bについては、頻度を2～3年に1回まで減じることができる。

各項目の測定頻度は表8、各地点の測定項目は別表3の1のとおりとする。

表8 各測定項目の測定頻度(地下水・概況調査)

測定項目		測定頻度
健康項目A	カドミウム、鉛、 ^ひ 砒素、総水銀、アルキル水銀 [*] 、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	年1回 (豊水期)
健康項目B	全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサソ	

※：総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 豊水期とは概ね5～8月とする。

健康項目Aとは健康項目B以外の項目とする。

健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目とする。

4 継続監視調査

地下水汚染範囲の拡大監視のため、環境基準の超過を確認した地区（以下、「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準以下となった汚染地区については、地下水汚染地区再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を渇水期（概ね11～2月）に実施し、調査したすべての井戸において環境基準以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。（図3の2、3のとおり）

(1) 測定地点

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の汚染地区においては、水質の経年的変化を把握する上で代表的な地点及びその下流側の未汚染地点の2地点を、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染地区においては、代表的な地点の1地点を基本として定める。

各機関の測定地点数は、表9及び別表3の2のとおりとする。

表9 各測定機関の測定地点数（地下水・継続監視調査）

測定項目	測定機関		計
	栃木県	宇都宮市	
鉛、砒素、 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ふっ素、 ほう素のうち該当する項目	92 (38)	20 (7)	112 (45)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	64 (58)	8 (3)	72 (61)
合計	184 (106)		

（注）（ ）内は地区数である。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区（「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」）は栃木県分として計上している。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目は、各汚染地区の環境基準超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

各項目の測定頻度は表10、各地点の測定項目は別表3の2のとおりとする。

表10 各測定項目の測定頻度（地下水・継続監視調査）

測定項目	測定頻度
鉛、砒素、 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ふっ素、ほう素のうち 該当する項目	年2回 (豊水期及び 渇水期)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回 (豊水期)

（注）豊水期とは概ね5～8月、渇水期とは概ね11～2月とする。

- 5 測定方法
別表4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表等

- 1 報告
宇都宮市及び国土交通省は、測定結果を遅滞なく栃木県知事に報告する。
なお、健康項目が環境基準を超えた場合は、速やかに栃木県知事と協議し、追跡調査を行う。
- 2 公表
栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表する。
- 3 その他
この計画に定めのない事項については、測定機関が協議して定める。

別表3 地下水質測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
1	宇都宮市	篠井町	<u>16</u>	宇都宮市
2		宝木本町	<u>22</u>	〃
3		中岡本町	<u>23</u>	〃
4		西川田町	<u>28</u>	〃
5		上籠谷町	<u>29</u>	〃
6	足利市	大月町	39	栃木県
7		荒金町	45	〃
8	栃木市	都賀町原宿	<u>34</u>	〃
9		沼和田町	41	〃
10	佐野市	飛駒町	32	〃
11		牧町	33	〃
12		田沼町	<u>40</u>	〃
13		飯田町	<u>46</u>	〃
14	鹿沼市	笹原田	21	〃
15		中粕尾	26	〃
16		西沢町	27	〃
17	日光市	川室	9	〃
18		土沢	15	〃
19	小山市	迫間田	47	〃
20		横倉	48	〃
21	真岡市	古山	<u>43</u>	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
22	大田原市	実取	6	栃木県
23		鹿畑	<u>7</u>	〃
24		須賀川	8	〃
25	矢板市	片岡	11	〃
26	那須塩原市	笹沼	3	〃
27		鍋掛	<u>4</u>	〃
28	さくら市	櫻野	17	〃
29	那須烏山市	三箇	18	〃
30		小木須	<u>25</u>	〃
31	下野市	柴	42	〃
32	益子町	前沢	<u>37</u>	〃
33	茂木町	青梅	<u>31</u>	〃
34	市貝町	多田羅	24	〃
35	芳賀町	祖母井	30	〃
36	壬生町	壬生丁	35	〃
37	塩谷町	田所	<u>10</u>	〃
38	那須町	高久丙	<u>1</u>	〃
39		大和須	5	〃
40	那珂川町	薬利	12	〃
41		大山田下郷	<u>13</u>	〃
42		富山	<u>19</u>	〃

(注)

- 1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査し、下線のない地区は健康項目Aのみ調査する。
- 2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおりである。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	44	〃
5		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	86	〃
6		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	11	〃
7		峰	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	128	〃
8	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	10	栃木県
9		羽刈町(1)	砒素	2	98	〃
10		羽刈町(2)	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	112	〃
11	栃木市	城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	38	〃
12		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
13		菌部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	105	〃
14	佐野市	植野	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	66	〃
15		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	91	〃
16	鹿沼市	草久	砒素	2	111	〃
17		板荷	ふっ素	2	119	〃
18		さつき町 ※	ナマリ鉛	2	130	〃
19		板荷 ※	砒素	2	131	〃
20	日光市	小来川	ふっ素	1	87	〃
21		佐下部	砒素・ふっ素	1	120	〃
22		木和田島 ※	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	134	〃
23	小山市	城東・土塔・駅南・犬塚	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	6	72	〃
24		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	99	〃
25		横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	4	100	〃
26		城東・犬塚	ふっ素	2	103	〃
27		塩沢	ふっ素	2	117	〃
28		若木町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	125	〃
29		暁	セレン・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	4	126	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
30	真岡市	松山町	TCE・PCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	3	1	栃木県
31		石島	TCE・PCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	2	13	〃
32		市街地	TCE・PCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	8	16	〃
33		鬼怒ヶ丘(2)	ほう素	2	114	〃
34	大田原市	川田	ひ 砒素	2	122	〃
35	益子町	埜(1)	PCE・TCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン・鉛・ほう素・ ふっ素・砒素	4	102	〃
36		埜(2)	TCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	2	127	〃
37	芳賀町	下高根沢	PCE・TCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	2	33	〃
38	野木町	丸林	PCE・TCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	3	56	〃
39		潤島	TCE・PCE・ <u>1,1-ジクロロエチレン</u> ・ <u>1,2-ジクロロエチレン</u> ・クロロエチレン	3	76	〃
40	塩谷町	船生 ※	ふっ素	1	133	〃
41	那須町	寺子乙	ほう素	2	83	〃
42		高久丙・高久甲	ひ 砒素・ほう素	2	124	〃
43		富岡	ひ 砒素	2	104	〃
44		高久丙	ひ 砒素	2	129	〃
45		梓 ※	ひ 砒素	2	132	〃
地点数計				112 (20)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおりである。
2 TCEはトリクロロエチレン、PCEはテトラクロロエチレンである。
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が調査する地点数である。
4 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目である。
5 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区である。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関	
1	宇都宮市	上籠谷町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1 (1)	16	宇都宮市	
2		若松原	〃	2 (2)	101	〃	
3		長岡町	〃	2 (2)	102	〃	
4	足利市	羽刈町	〃	1	25	栃木県	
6	栃木市	藤岡町中根(1)	〃	1	7	〃	
7		藤岡町中根(2)	〃	1	73	〃	
8		藤岡町大前(1)	〃	1	13	〃	
9		藤岡町大前(2)	〃	1	97	〃	
10		藤岡町藤岡(1)	〃	1	14	〃	
11		藤岡町藤岡(2)	〃	1	49	〃	
12		岩舟町曲ヶ島	〃	1	67	〃	
13		岩舟町静戸	〃	1	94	〃	
14		佐野市	赤見町	〃	1	52	〃
15			田沼町	〃	1	54	〃
16	伊勢山		〃	1	61	〃	
17	越名・高萩・高山		〃	1	78	〃	
18	鹿沼市	白桑田	〃	1	17	〃	
19		南上野町	〃	1	27	〃	
20		上奈良部町	〃	1	47	〃	
21		宇都宮・鹿沼	〃	3 (2)	63	栃木県、 宇都宮市	
22		池ノ森	〃	1	77	栃木県	
23	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃	
24		向野	〃	2	18	〃	
25		喜沢	〃	1	28	〃	
26		間々田・乙女	〃	1	29	〃	
27		栗宮	〃	1	44	〃	
28		三拝川岸・南半田・羽川上中	〃	1	69	〃	
29		田間・塚崎・武井	〃	1	70	〃	
30		鉢形・東山田	〃	1	83	〃	
31		〃	東野田・南和泉	〃	1	84	〃
32			小山市梁北部	〃	1	85	〃
33	駅南町・東城南・駅東通り		〃	1	88	〃	
34	暁		〃	1	99	〃	
35	真岡市	古山	〃	1	33	〃	
36		真岡・二宮地域	〃	1	76	〃	
37		宇都宮・真岡	〃	2 (1)	58	栃木県、 宇都宮市	
38		西郷・下大田和	〃	1	89	栃木県	

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
39	大田原市	亀久	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	42	栃木県
40		川田	〃	1	108	〃
41	さくら市	鷺宿	〃	1	103	〃
42	那須烏山市	野上	〃	1	39	〃
43		八ヶ代・曲畑	〃	1	91	〃
44		藤田	〃	1	105	〃
45	下野市	小金井南部	〃	1	22	〃
46		仁良川(2)	〃	1	50	〃
47		大松山等	〃	1	65	〃
48		笹原等	〃	1	66	〃
49		上台・細谷	〃	1	71	〃
50		下野市柴南部・小山市鉢形北部	〃	1	79	〃
51		川中子	〃	1	93	〃
52		小金井北部	〃	1	95	〃
53		薬師寺	〃	1	100	〃
54		絹板	〃	1	104	〃
55	上三川町	西蓼沼	〃	1	59	〃
56	益子町	塙	〃	1	34	〃
57	芳賀町	稲毛田	〃	1	6	〃
58		東水沼	〃	1	87	〃
59		上稲毛田	〃	1	90	〃
60	壬生町	国谷	〃	1	92	〃
61		壬生町中泉・鹿沼市池ノ森	〃	1	106	〃
62	野木町	友沼・丸林	〃	1	45	〃
63		野木	〃	1	75	〃
64		南赤塚	〃	1	98	〃
65		若林	〃	1	107	〃
				71 (8)		

- 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおりである。
- 2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が調査する地点数である。
- 3 地区名に※がついている地区は新規調査地区である。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	④
2				12-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	③
4				19-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	④
6				34-10	34B010	不明	不明	③
7				34-7	34B007	10	浅	②
8				34-8	34B008	不明	浅	②
9				34-9	34B009	不明	不明	③
10		4	東横田町	44-1	44B001	15	浅	②
11				44-2	44B002	不明	不明	③
12				44-3	44B003	不明	不明	③
13		5	不動前・西原	86-1	19B007	20	浅	④
14				86-2	19B009	20	浅	②
15				86-3	19B011	25	浅	②
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
17				11-2	11B002	6	浅	②
18				11-4	11B004	11	浅	③
19		7	峰	128-1	128B01	不明	不明	⑤
20				128-2	128B02	不明	浅	③
21	足利市	8	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	③
22				10-4	10B004	5	浅	③
23		9	羽刈町(1)	98-3	98B003	不明	浅	②③
24				98-4	98B004	不明	浅	②③
25		10	羽刈町(2)	112-1	112B001	4.5	浅	⑤
26				112-2	112B002	不明	浅	②③
27	栃木市	11	城内	38-1	38B001	7	浅	②
28				38-2	38B002	5	浅	②
29		12	藤岡町甲	97-3	97B003	不明	不明	⑤
30				97-2	97B002	7	浅	③
31		13	菌部町	105-1	105B001	10	浅	⑤
32				105-2	105B002	不明	不明	③
33	佐野市	14	植野	66-8	66B008	30	浅	⑤
34				66-6	66B006	不明	不明	⑤
35		15	村上町	91-4	91B004	30	浅	③
36				91-3	91B003	5	浅	②
37	鹿沼市	16	草久	111-1	111B01	51	深	②
38				111-3	111B03	不明	不明	②
39				17	板荷	119-3	119B03	77
40		119-2	119B02			48	深	③
41		18	さつき町 ※	130-1	130B01	48	深	②
42				130-2	130B02	6	浅	②
43		19	板荷 ※	131-1	131B01	40	深	④
44				131-2	131B02	不明	不明	②
45	日光市	20	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
46		21	佐下部	120-1	120B001	不明	不明	②
47		22	木和田島 ※	134-1	134B01	60	深	①
48				134-2	134B02	10~20	浅	②
49	小山市	23	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
50				72-5	72B005	10~20	浅	②
51				72-7	72B007	不明	浅	③
52				72-8	72B008	4	浅	③
53				72-11	72B011	不明	浅	③
54		24	西黒田	99-1	99B001	8	浅	⑤
55				99-3	99B003	5	浅	②
56		25	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
57				100-2	100B002	10	浅	⑤
58				100-3	100B003	10	浅	⑤
59	100-4			100B004	100	深	②③	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
60	小山市	26	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
61				103-3	103B003	不明	不明	③
62		27	塩沢	117-1	117B001	10	浅	⑤
63				117-2	117B002	150	深	④
64		28	若木町	125-1	125B001	100	深	③
65				125-2	125B002	8	浅	③
66		29	暁	126-1	126B001	3	浅	⑤
67				126-2	126B002	12	浅	⑤
68				126-3	126B003	12	浅	⑤
69				126-4	126B004	10	浅	②
70	真岡市	30	松山町	1-14	01B014	100	深	④
71				1-2	01B026	120	深	④
72				1-3	01B003	不明	深	④
73		31	石島	13-38	13B038	不明	不明	③
74				13-11	13B011	35	深	②
75		32	市街地	16-1	16B020	30	浅	③
76				16-4	16B002	9	浅	③
77				16-6	16B006	30	浅	②
78				16-7	16B007	40	深	②
79				16-9	16B009	6	浅	②
80				16-10	16B014	30	浅	③
81		33	鬼怒ヶ丘(2)	16-11	16B011	55	深	②
82				114-1	114B001	90	深	④
83	114-2			114B002	86	深	②④	
84	大田原市	34	川田	122-1	122B001	27	浅	②
85				122-2	122B002	132	深	⑤
86	益子町	35	塙(1)	102-1	102B001	10	浅	⑤
87				102-2	102B002	10	浅	⑤
88				102-3	102B003	5	浅	⑤
89				102-5	102B005	不明	不明	③
90		36	塙(2)	127-1	127B001	14~16	浅	④
91				127-2	127B002	12	浅	④
92	芳賀町	37	下高根沢	33-3	33B003	不明	不明	⑤
93				33-2	33B002	35	深	⑤
94	野木町	38	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	③
95				56-2	56B002	5.5	浅	③
96				56-3	56B004	3	浅	③
97		39	潤島	76-4	76B004	14	浅	⑤
98				76-1	76B001	不明	浅	③
99				76-3	76B003	4.5	浅	②
100	塩谷町	40	船生 ※	133-1	133B01	60	深	①
101	那須町	41	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	②
102				83-2	83B102	1	浅	②
103		42	高久丙・高久甲	124-1	101B001	80	深	①
104				124-2	101B002	9	浅	③
105		43	富岡	104-1	104B001	50	深	③
106				104-3	104B003	7	浅	②
107		44	高久丙	129-1	129B01	34.3	深	①
108				129-2	129B02	不明	不明	⑤
109		45	梓 ※	132-1	132B01	4	浅	③
110				132-2	132B02	20	浅	③

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途	
111	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-4	16N004	不明	不明	③	
112		2	若松原	N02-1	02N001	6~8	浅	③	
113				N02-2	02N002	不明	不明	③	
114		3	長岡町	N03-1	03N001	不明	浅	③	
115				N03-2	03N002	不明	不明	③	
116	足利市	4	羽刈町	N25-2	25N002	20	浅	②	
117	栃木市	5	藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	③	
118		6	藤岡町中根(2)	N73-1	73N001	5~6	浅	②	
119		7	藤岡町大前(1)	N13-1	13N001	8	浅	②	
120		8	藤岡町大前(2)	N97-1	97N001	不明	不明	②	
121		9	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③	
122		10	藤岡町藤岡(2)	N49-2	49N002	7	浅	③	
123		11	岩舟町曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	③	
124		12	岩舟町静戸	N94-1	94N001	5	浅	⑤	
125		佐野市	13	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③
126			14	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③
127			15	伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	③
128			16	越名・高萩・高山	N78-2	78N002	不明	浅	③
129	鹿沼市	17	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②	
130		18	南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②	
131		19	上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③	
132		20	宇都宮・鹿沼	N63-1	63N001	不明	浅	②	
133				N63-4	63N004	23	浅	②	
134				N63-2	63N002	10	浅	②	
135		21	池ノ森	N77-1	77N001	15	浅	②	
136	小山市	22	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③	
137				N2-3	02N003	5~6	浅	③	
138				23	向野	N18-1	18N001	30	浅
139		N18-2	18N002			8	浅	③	
140		24	喜沢	N28-3	28N005	5	浅	③	
141		25	間々田・乙女	N29-4	29N004	10	浅	③	
142		26	粟宮	N44-3	44N003	不明	不明	③	
143		27	三拝川岸・南半田・羽川上中	N69-4	69N004	不明	不明	③	
144		28	田間・塚崎・武井	N70-3	70N003	3.5	浅	③	
145		29	鉢形・東山田	N83-1	83N001	不明	不明	③	
146	30	東野田・南和泉	N84-2	84N002	不明	不明	②		
147	31	小山市梁北部	N85-1	85N001	30	浅	②		
148	32	駅南町・東城南・駅東通り	N88-1	88N001	15	浅	③		
149	33	曉	N99-1	99N001	不明	浅	③		
150	真岡市	34	古山	N33-1	33N001	30	浅	②	
151		35	真岡・二宮地域	N76-5	76N005	30	浅	③	
152		36	宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③	
153				N58-2	19N001	80	不明	③	
154	37	西郷・下大田和	N89-1	89N001	15	浅	③		
155	大田原市	38	亀久	N42-1	42N003	4	浅	③	
156		39	川田	-	-	-	-	-	
157	さくら市	40	鷺宿	N103-1	103N001	15	浅	③	
158	那須烏山市	41	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤	
159		42	曲畑・八ヶ代	N91-2	91N002	10	浅	⑤	
160		43	藤田	N105-1	105N001	4	浅	②	
161	下野市	44	小金井南部	N22-1	22N001	10	浅	③	
162		45	仁良川(2)	N50-3	50N003	不明	不明	③	
163		46	大松山等	N65-1	65N001	不明	不明	②	
164		47	笹原等	N66-1	66N001	不明	不明	②	
165		48	上台・細谷	N71-1	71N001	不明	不明	②	
166		49	下野市柴南部・小山市鉢形北部	N79-1	79N001	10	不明	③	
167		50	川中子	N93-1	93N001	7	浅	②	
168		51	小金井北部	N95-1	95N001	30	浅	②③	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
169	下野市	52	薬師寺	N100-2	100N02	10	浅	③
170		53	絹板	N104-1	104N001	30	浅	②
171	上三川町	54	西蓼沼	N59-4	59N004	不明	浅	②
172	益子町	55	塙	N34-1	34N004	7	浅	②
173	芳賀町	56	稲毛田	N6-5	06N005	5	浅	③
174		57	東水沼	N87-1	87N001	20	浅	③
175		58	上稲毛田	N90-1	90N001	7	浅	②
176	壬生町	59	国谷	N92-1	92N001	30	浅	③
177		60	壬生町中泉・鹿沼市池ノ森	N106-1	106N001	不明	不明	⑤
178	野木町	61	友沼・丸林	N45-5	45N006	7	浅	②
179		62	野木	N75-1	75N001	不明	浅	③
180		63	南赤塚	N98-1	98N001	不明	不明	③
181		64	若林	N107-1	107N01	5	浅	③

(注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層又は被圧帯水層が不明の場合は、井戸深度31m未満の井戸を「浅井戸」、井戸深度31m以上の井戸を「深井戸」として分類した。

2 用途の分類は、次のとおりである。

- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
- ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性がある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
- ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
- ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
- ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。

3 地区名に※がついている地区は新規調査地区である。

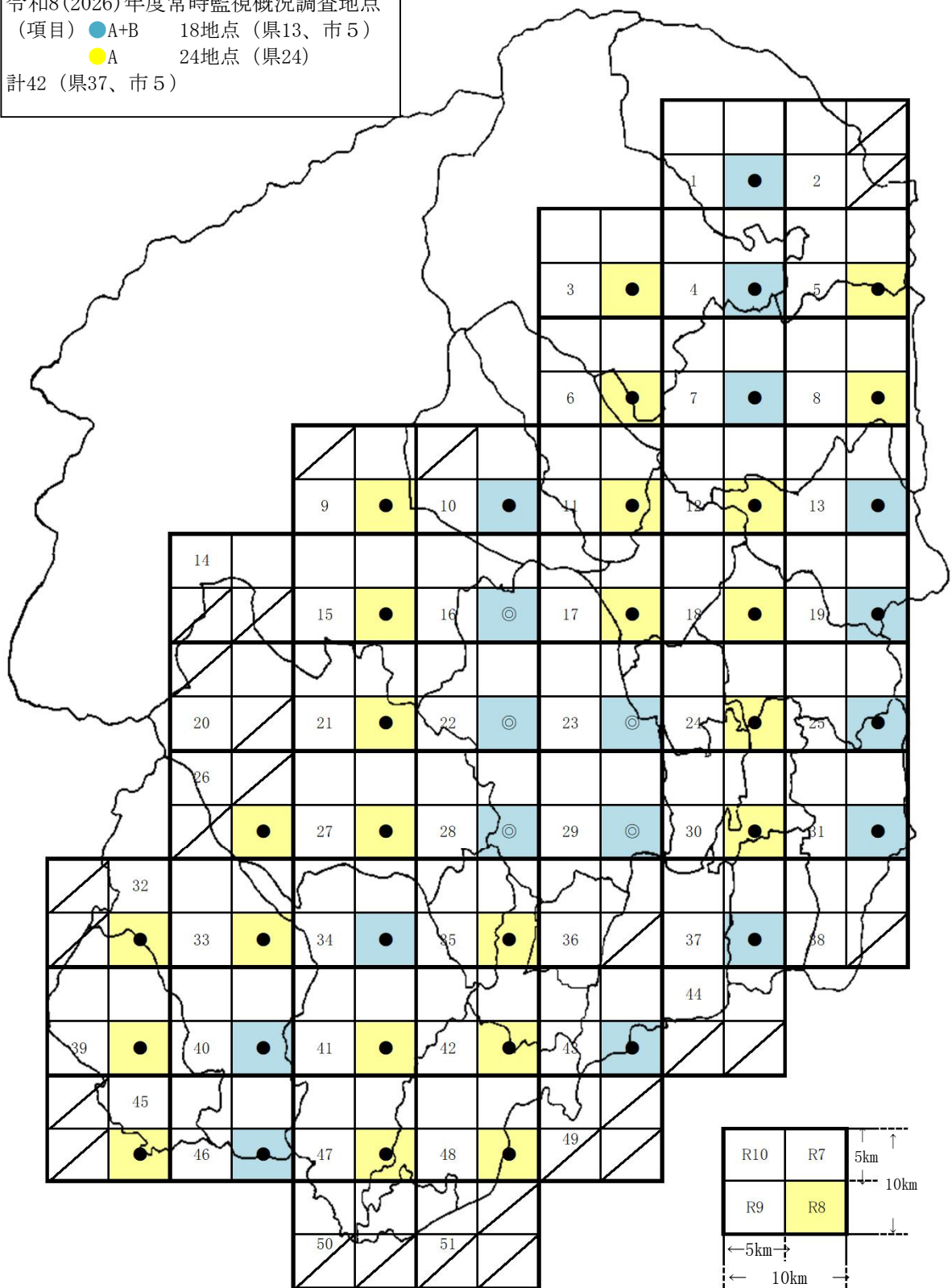
別表4 測定方法等一覧(地下水)

測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (地下水の水質汚濁に係る環境基準別表に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本産業規格(以下「規格」という)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は公共用水域告示付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02	0.01	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。): 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02 mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合: 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01	0.001	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002	0.0002	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8	0.08	規格K0102-2 5.2及び5.3若しくは5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及びK0102-2 5.5に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	公共用水域告示付表7に掲げる方法

- (注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。
2 公共用水域告示: 昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
3 地下水告示: 平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

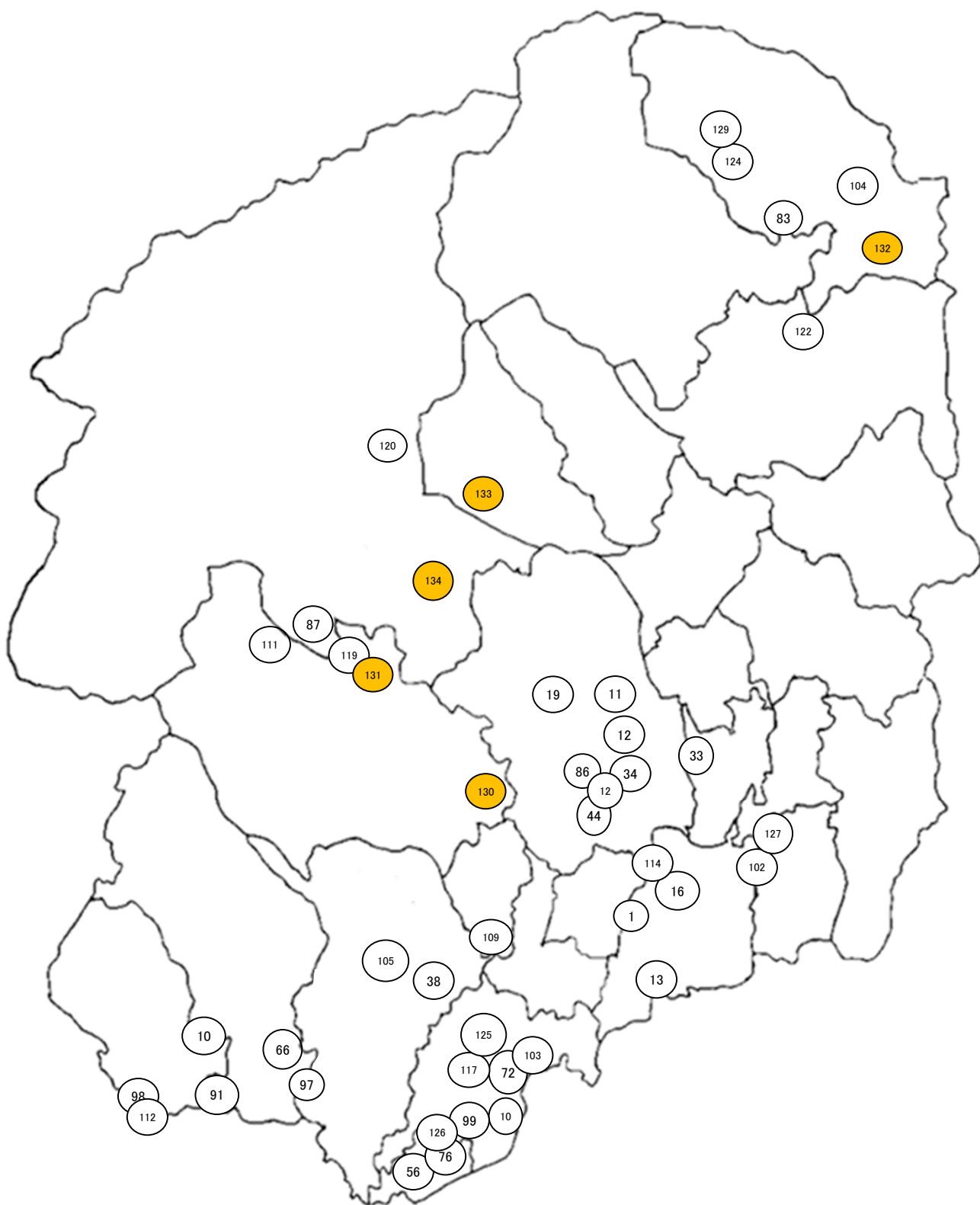
図3-1 地下水測定地点図
(概況調査)

令和8(2026)年度常時監視概況調査地点
(項目) ●A+B 18地点(県13、市5)
●A 24地点(県24)
計42(県37、市5)



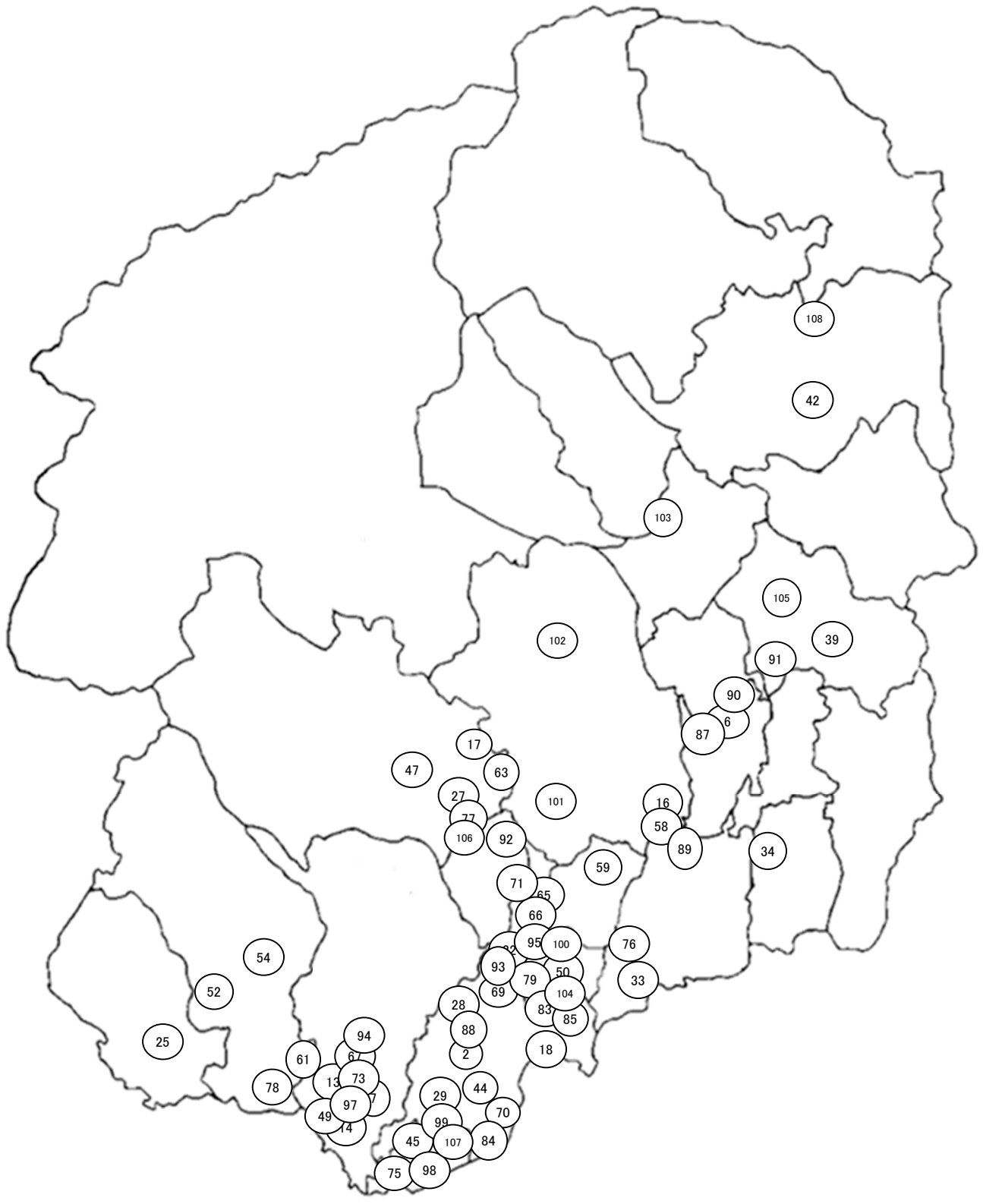
(注) 1 県内を10kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。
2 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
3 ■はA+B項目を調査するメッシュを示す。 ■はA項目のみ調査するメッシュを示す。

図3-2 地下水測定地点図
(継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



(注) 地図上の数字は別表3の2(1)の測定地点No.と同じ
(網掛けは、令和7(2025)年度に判明又は拡大した地点)

図3-3 地下水測定地点図
(継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



(注) 地図上の数字は別表3の2(2)の測定地点No.と同じ
(網掛けは、令和7(2025)年度に判明又は拡大した地点)